

「川崎市請負工事受注機会確保方式」の本格実施に伴う運用の見直しについて

市内中小企業者の育成、技術者不足への対応及び工事の品質確保を目的として平成28年度から試行実施しておりました、「川崎市請負工事受注機会確保方式」につきまして、令和4年度から、本格実施に移行いたします。

つきましては、下記及び別紙のとおり変更がございますので、御確認くださいませようお願いいたします。

【川崎市請負工事受注機会確保方式】本格実施に伴う運用の変更点】

1 実施開始時期について

令和4年4月1日以降に公告を行う案件から実施対象といたします。

2 対象業種及び等級区分について（これまでと変更なし）

市長部局発注	「土木」A及びB、「舗装」A及びB、「造園」、「塗装」（土木関連工事によるもの） 「とび・土工」（土木関連工事によるもの）
上下水道局発注	「下水管きよ」A及びB、「水道施設」A及びB

※ 適用対象とする入札は、入札公告においてその旨明記します。

※ 入札参加資格が同一でない異業種を組み合わせでの実施はしません。

3 落札候補者の審査方法について

別紙「運用の変更点について」1のとおり「直列審査」から「並列審査」に変更し、審査の迅速化を図るとともに、落札候補者決定の手順を整理しております。

4 1組当たりの適用件数について

令和3年度までは**1組2件**での同方式の運用をしておりましたが、審査方法の変更に伴い、**1組3件以上**の適用も行っていきます。

5 落札候補者が参加資格を満たしていない場合の再度のくじ引きの手順について

別紙「運用の変更点について」2のとおりとします。

「別紙」

「川崎市請負工事受注機会確保方式」の運用の変更点について

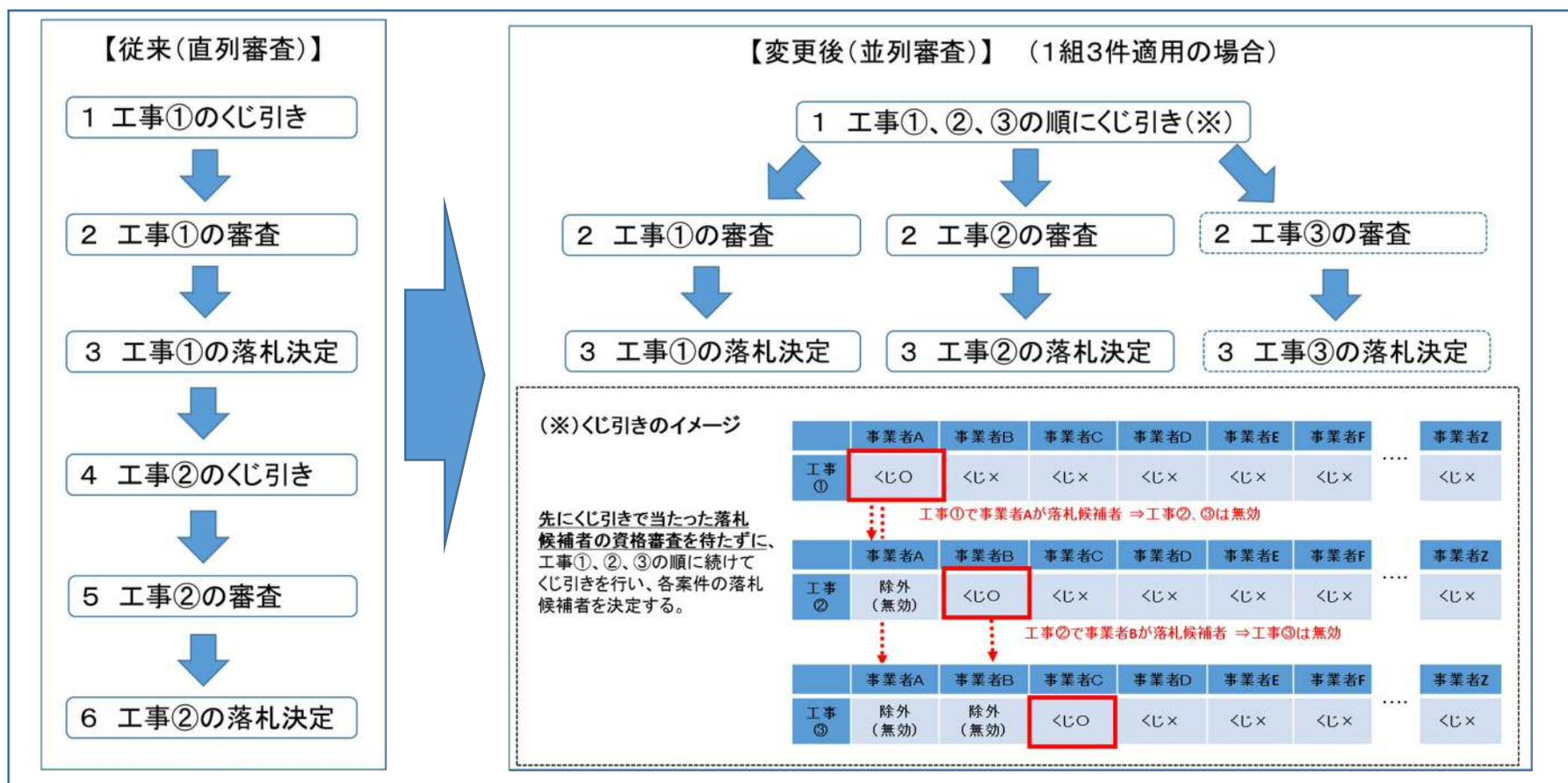
「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」の施行に伴い、令和4年4月1日以降に公告する案件において「受注機会確保方式」を適用する案件の審査方法、落札候補者決定の手順について次のとおりとします。

(※)「受注機会確保方式」の概要につきましては、別添の「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」を御確認ください。

1. 「直列審査」から「並列審査」への変更

「図1」【変更後（並列審査）】のとおり、先にくじ引きで当たった落札候補者の資格審査を待たずに、続けてくじ引きを行い落札候補者を決定し、それぞれの案件の資格審査を行う「並列審査」に変更します。

「図1」審査方法の変更イメージ図



2. 落札候補者が参加資格を満たしていなかった際の、再度のくじ引き（落札候補者決定）の手順について

(1) 落札候補者が参加資格を満たしていない案件が出た場合

当該案件の再度のくじ引きは、全ての適用案件の資格審査が終わってから行うものとします。

(2) 全ての適用案件の資格審査の結果、落札候補者が参加資格を満たしていない案件が複数出た場合の再度のくじ引き

入札公告で示した落札候補者決定の順番通りに行うものとします。

「図2」再度のくじ引き（落札候補者決定）のイメージ

